

関係団体の長 様

大阪府保健医療室保健医療企画課長

「大阪府医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（病院以外）」
の申請受付開始（令和 8 年 6 月 5 日 10 時から）について（周知協力依頼）

日頃より、大阪府の健康医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション、保険薬局を対象とした標記事業について、**令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）10 時より申請受付を開始しますのでお知らせします。**

申請は原則「おおさか事業者ポータル」からのオンライン申請となります。

下記内容の貴会会員の皆様への周知について、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

【対象事業（いずれか一方のみの申請も可能です）】

■ 1. 診療所等賃上げ支援事業

■ 2. 診療所等物価支援事業

※ 訪問看護ステーションは「1. 診療所等賃上げ支援事業」のみが対象です。

※ 事業の詳細については、府ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/iryo/hojyokinr8shienp1.html>



【申請受付期間】

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）10 時から令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）まで

※ 「1. 診療所等賃上げ支援事業」は申請後に別途、「実績報告」が必要です。

【申請方法】

「おおさか事業者ポータル」からのオンライン申請

<https://osaka-BP-portal.pref.osaka.lg.jp/>



※ 令和 7 年度「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金（1 回目）」（受付期間：令和 7 年 7 月 14 日～9 月 20 日）に申請された施設には、その際に使用されたメールアドレス宛てに、**6 月 3 日・4 日**にアカウント発行に関するメールが届きますので、ご確認ください。なお、令和 7 年度大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金（1 回目）に申請した場合でも、申請内容によってメールをお送りしていない場合があります。また、メールが届いていない場合は、新規アカウント登録をクリックして登録を行ってください。

※ 申請の流れについては、別添の『申請の流れ』をご確認ください。

※ オンライン申請が困難な場合は、郵送による申請も受付可能です。申請方法は府ホームページの **FAQ** をご覧ください。

【問合せ窓口】医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業補助金コールセンター

・電話番号 0120-536-112

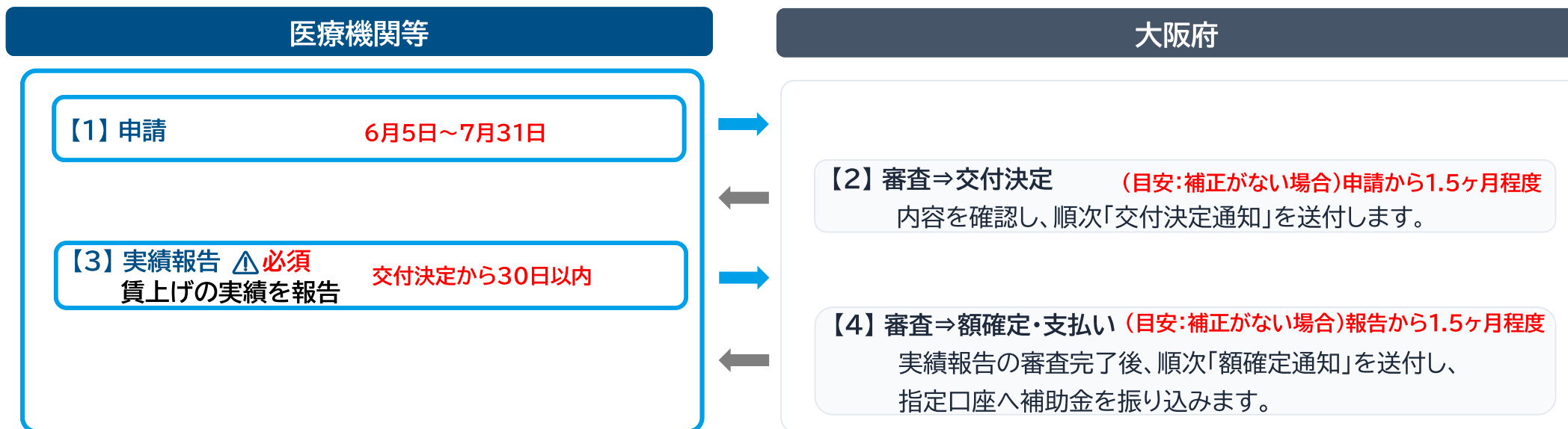
・営業時間 9 時 00 分～18 時 00 分（土・日・祝日を除く）

※申請期間中の営業時間 9 時 00 分～20 時 00 分（日・祝日を除く）

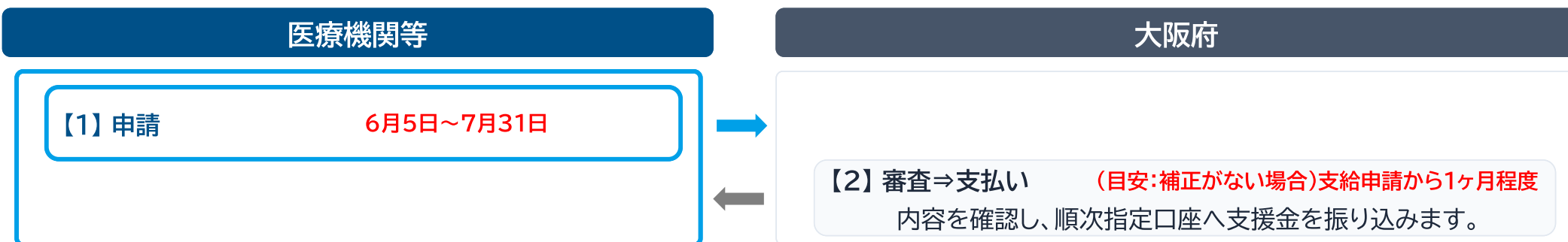
※支給申請書類の審査手続きは、委託事業者にて対応します。

申請の流れ ～大阪府医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業(病院以外)～

【1.診療所等賃上げ支援事業】申請から支払いまで



【2.診療所等物価支援事業】申請から支払いまで



- ※ 『1.診療所等賃上げ支援事業』は、申請と、実績報告の2回手続きが必要となります。申請だけでは支払いができませんのでご注意ください。
- ※ 申請・報告の内容について、大阪府の委託事業者から確認や修正の連絡をすることがあります。